

訪問看護を利用されている方へ

マイナンバーカードを 健康保険証としてご利用ください



※ 看護師等が準備したモバイル端末等で読み取ります。

健康保険証として利用するメリット



**一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに
基づいたより良い訪問看護が受けられ
ます**

訪問看護ステーションを利用する際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の健康・医療情報に基づいたより適切な看護などにつながります。



**高額療養費制度を活用する場合の書類で
の事前申請が不要になります**

高額な医療費が発生した場合でも、事前の申請をせずに高額療養費制度が適用され、一定額以上の支払いが不要になります。



**訪問看護での資格情報（医療保険）の
毎回の提示が不要になります**

訪問看護を継続的に利用している場合、訪問看護ステーション内で資格情報を確認できるため、毎回提示する必要がなくなります。



診療・薬剤・特定健診の情報連携について

- ご自身が過去の診療・薬剤・特定健診情報を提供することに同意すると、訪問看護ステーションはその情報を閲覧することができます。
※ 過去の診療・薬剤・特定健診情報は訪問看護ステーション内で必要に応じて閲覧しています。
- 同意していない情報が閲覧されることはありません。また、提供した診療情報等は、訪問看護以外の用途に使用されることはなく、個人情報の取り扱いには十分な注意が払われています。

訪問看護ステーションが閲覧できる過去の診療・薬剤・特定健診情報のサンプルイメージ

診療／薬剤情報一覧

作成日：2023年3月27日

1 / 2ページ

氏名カナ シリョウ 知

保険者番号 12345678

氏名 診療 太郎

被保険者証等記号 1234567

生年月日 1962年5月21日

性別 男

年齢

60歳

被保険者証等番号 12345

枝番 00

受診歴

医療機関名

受診歴

資格クリニック

22年7月

資格医院

22年6月

診療／薬剤実績

診療／薬剤

入外

等

区分

*1

識別

診療行為名／医薬品名

(成分名)

【用法】*2 / < 1回用量 > *2 / 【用法】

(例) 診療・薬剤の情報

22年7月 19日

資格クリニック

外来

医学

管理

1. 薬剤情報提供料

1回

外用

2. ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1%「イワキ」 1mg

10g 1処方分

(ゲンタマイシン硫酸塩)

手術

3. 皮膚、皮下腫瘍摘出術（腫出部）（長径2cm未満）

1回

検査

4. T-M（組織切片）

1臓器 1回

病理

5. 病理判断料

1回

特定健診情報

実施日

受診勧奨
判定値 *1

2023/02/01

(例) 特定健診の情報

2021/03/06

身長

173.6

173.8

173.5

173.2

173.6

身体重

76.2

74.5

72

74.4

76.2

腹囲

94.8

91.9

93

92.1

94.8

内臓脂肪面積 *2

—

—

—

—

—

BMI

25.2

24.7

23.9

24.8

25.2

⚠️ご注意ください！

(令和7年4月時点)

令和6年12月2日から 従来の健康保険証は 発行されなくなりました

※ 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間有効です

とっても
カンタン！

訪問看護を利用する際は マイナンバーカード をご利用ください

1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。



2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

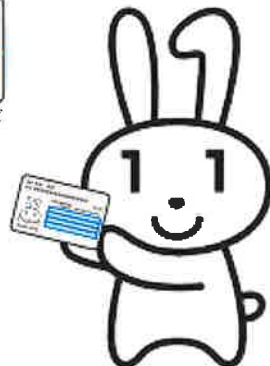


3 資格確認

マイナンバーカードを
読み取らせてください。



マイナンバーカード



4 確認完了



カードをご利用ください



マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）
ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は以下から選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
※ 看護師等が準備したモバイル端末等でも登録可能です。登録後、必ずログアウトしてください。
- ② 医療機関・薬局の受付
(顔認証付きカードリーダー)で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

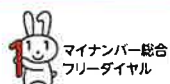
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
 - 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある健康保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、**医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。**
 - マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**のうえ、期限切れにご注意下さい。
- ※ 券面に記載がない場合の有効期限は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。



マイナバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の健康保険証利用に
についてもっと知りたい
方はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare